

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 6 月 22 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 20 件

厚生年金保険関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700064号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700066号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は4万円、平成16年3月31日は3万円、同年12月15日は11万円、平成17年7月15日は7万円、同年12月15日は10万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年12月15日、平成17年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年12月15日、平成17年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年3月31日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がない。請求期間①から③までについては、明細書により賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、請求期間④及び⑤については、明細書及び預金通帳の写しはないが、賞与が支給されていたので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された「給与支給明細書(平成15年12月分賞与)」、「給与支給明細書(平成16年3月分賞与)」及び「給与支給明細書(平成16年12月分賞与)」並びに金融機関から提出された請求者に係る「流動性預金元帳」により、請求者は、請求期間①は4万円、請求期間②は3万円、請求期間③は11万円の賞与を支給され、賞

与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

請求期間④及び⑤について、複数の同僚から提出された「給与支給明細書（平成 17 年 7 月分賞与）」、「給与支給明細書（平成 17 年 12 月分賞与）」及び金融機関から提出された同僚に係る預金元帳、預金取引明細表 1（以下「取引明細表等」という。）並びに金融機関から提出された請求者に係る「流動性預金元帳」により、請求者は、A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間④及び⑤に係る標準賞与額については、上記複数の同僚から提出された「給与支給明細書（平成 17 年 7 月分賞与）」、「給与支給明細書（平成 17 年 12 月分賞与）」及び取引明細表等並びに当該期間に係る「流動性預金元帳」により、請求期間④は 7 万円、請求期間⑤は 10 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 12 日、平成 16 年 3 月 31 日、同年 12 月 15 日、平成 17 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601342号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700067号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を20万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に20万9,139円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、20万9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601343号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700068号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を25万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に25万1,957円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、25万1,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601344号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700069号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を9,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に9,626円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601345 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700070 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 5 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

B 厚生年金基金からのお知らせにより、A 社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B 厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 5 万 2,527 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、5万2,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601346号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700071号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を35万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に35万5,337円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、35万5,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700001号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700072号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を5万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に5万6,888円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、5万6,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700003 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700073 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 29 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

B 厚生年金基金からのお知らせにより、A 社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B 厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 29 万 1,291 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、29万1,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700004号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700074号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に19万531円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、19万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700005号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700075号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を25万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に25万4,442円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、25万4,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700006号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700076号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を7万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に7万4,067円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、7万4,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700007号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700077号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を24万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に24万6,311円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、24万6,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700008 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700078 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

B 厚生年金基金からのお知らせにより、A 社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B 厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 3 万 791 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、3万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700009号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700079号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に5万213円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、5万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700010号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700080号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に17万394円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、17万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700011号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700081号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に35万314円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、35万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700012号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700082号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を5万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に5万5,804円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、5万5,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601338号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700083号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和42年7月21日から同年10月9日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年7月21日から同年10月9日まで

A社B支店から同社C支店に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、複数の従業員の陳述及び回答並びに請求者に係る雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において同社B支店に継続して勤務(A社B支店から同社C支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、請求者と一緒に異動した従業員の厚生年金保険の加入記録から、同社B支店から同社C支店への異動は昭和42年10月9日である旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社B支店の事業所別被保険者名簿により確認できる昭和42年6月の記録から、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間について、請求者の健康保険厚

生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601348号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700084号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和42年7月21日から同年10月9日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年7月21日から同年10月9日まで

A社B支店から同社C支店に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、複数の従業員の陳述及び回答並びに請求者に係る雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において同社B支店に継続して勤務(A社B支店から同社C支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、請求者と一緒に異動した従業員の厚生年金保険の加入記録から、同社B支店から同社C支店への異動は昭和42年10月9日である旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社B支店の事業所別被保険者名簿により確認できる昭和42年6月の記録から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間について、請求者の健康保険厚

生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700169号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700085号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和42年7月21日から同年10月9日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年7月21日から同年10月9日まで

A社B支店から同社C支店に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、複数の従業員の陳述及び回答並びに請求者に係る雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において同社B支店に継続して勤務(A社B支店から同社C支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、請求者と一緒に異動した従業員の厚生年金保険の加入記録から、同社B支店から同社C支店への異動は昭和42年10月9日である旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社B支店の事業所別被保険者名簿により確認できる昭和42年6月の記録から、2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和42年7月21日から同年10月9日までの期間について、請求者の健康保険厚

生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700036 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日まで

請求期間について、A 社に勤務する期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 28 万円に見合う標準報酬月額となっており、現在記録されている 32 万円は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が社会保険手続及び給与計算等の業務を委託している社会保険労務士事務所から提出された「賃金台帳平成 23 年 01 月 01 日から平成 23 年 12 月 31 日まで」及び「賃金台帳平成 24 年 01 月 01 日から平成 24 年 12 月 31 日まで」により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は 32 万円であるものの、上記「賃金台帳平成 23 年 01 月 01 日から平成 23 年 12 月 31 日まで」及び「賃金台帳平成 24 年 01 月 01 日から平成 24 年 12 月 31 日まで」により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記のとおり、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額 (32 万円) は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 (28 万円) より、高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額 (28 万円) は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 (28 万円) と同額であることから、訂正は認められない。